

インドネシア競争当局に対する独占禁止法と審査実務等に関する技術研修の実施について

平成30年10月15日
公正取引委員会

公正取引委員会は、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力の下、独占禁止法と審査実務等に関するインドネシア向けの技術研修を東京で開催することとしました。本研修は、インドネシアの競争当局であるインドネシア事業競争監視委員会の委員等を対象に、我が国の独占禁止法、事件審査の手法及びその活用に関する知識習得の機会を提供し、インドネシアにおける関係法制の充実と法執行の強化に資することを目的として開催されるものです。

記

- 1 期 間 平成30年10月16日（火）～10月19日（金）
- 2 開催場所 公正取引委員会、JICA東京国際センター等（東京）
- 3 参加者 インドネシア事業競争監視委員会委員等7名
- 4 実施機関 公正取引委員会及びJICA
- 5 研修概要
 - ・学識経験者による独占禁止法の解説
 - ・独占禁止法違反事件に係る審査の手法及びその活用に関する公正取引委員会職員の説明等

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房国際課
	電話 03-3581-1998（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/